

令和元年度第1回仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会会議録

- 1 日時 令和元年7月24日(水) 10:00~11:30
- 2 会場 仙台市役所本庁舎第四委員会室
- 3 委員出席数 委員定数 10名
出席委員 10名, 欠席委員 0名
 - (1) 出席委員 菅田賢治座長, 加藤和子委員, 粥川登喜子委員, 君島昌志委員, 立岡学委員, 堀内直子委員, 三浦じゅん委員, 門間尚子委員, 吉田彩乃委員, 米山健司委員
 - (2) 欠席委員 なし
- 4 会議録署名委員 菅田賢治座長, 加藤和子委員
- 5 議事
 - (1) 協議事項
 - ①協議会の運営について
 - (2) 報告事項
 - ①仙台市ひとり親家庭等自立促進計画(仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン)の策定について
 - ②仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(平成27年度~平成29年度)の実績について
 - ③仙台市ひとり親家庭生活実態調査の結果について
 - ④つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン(仙台市子どもの貧困対策計画)について
 - (3) 意見交換
 - (4) その他

議事要旨

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 子供未来局長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 職員紹介
- 6 座長選出
- 7 座長職務代理の指名

8 議事

(1) 協議事項

①協議会の運営について

資料3に基づき、子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

今の事務局の説明で何かご質問、ご意見はないか。

なければ、当協議会の運営は、今事務局案のとおりとしてよろしいか。

それでは、事務案のとおり取り扱いとする。

確認すると、まず、当協議会の会議は原則として公開とすること。

それから、2つ目は、議事録の作成については私ともう一方が署名をするということなので、名簿順で指名させていただきたいと思う。

本日は加藤委員にお願いしたいと思う。加藤委員、よろしく願います。

それから、3つ目だが、審議日程については、今回を含めて計4回の協議会開催を予定する。

以上、協議会の運営について確認をした。

(2) 報告事項

①仙台市ひとり親家庭等自立促進計画（仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン）の策定について

資料4に基づき、子供家庭支援課長が説明。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

今事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等ないか。

②仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(平成27年度～平成29年度)の実績について

資料5に基づき、子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

ありがとうございました。

ただいまの説明でご意見、ご質問等ないか。タイトな時間設定だと思ったら、意外と時間がいっぱいあるので、何でもご質問、ご意見お願いしたい。

私からよろしいか。実績のところ、全くゼロもしくは未実施というのが幾つか散見されるが、その辺どのように考えるか。例えば番号で言うと10番、12番などが未実施になっている。

子供家庭支援課長

例えばこちらの10番のところだと、「うえるびい」の部分にもなってくるかと思うが、こちらについては、平成27年度から29年度を通しての評価というところの部分にコメントを書いている。なかなか平成27年度から29年度に向けての部分で数値的な実績というのは載せづらいところはあるが、こちらに書いてあるとおり、案内チラシ等を各区等に配布し、啓発に努めるというような定性的な評価の形での取り組みは行っていたところである。

12番、こちらの実績は平成29年度までであるが、実施調整に若干時間は要したところがあったものの、平成30年度に実施ができたというところであった。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

そのほか委員の皆さん、何かご質問、ご意見はないか。

門間尚子委員

全体的に実施や件数等の数字が下がってきているのが見受けられるが、何か仙台市の大きな取り組みが大きいものがあったのか、そこを教えていただきたい。

子供家庭支援課長

数字が落ちているという部分、いろんな理由がさまざまあるかとは思いますが、児扶手の受給者数が減っているという状況や、子どもの数も減ってきているというところがまず一番大きなところではあると思う。あとは、支援事業の啓発をもちろん取り組んできてはいるが、それが幅広くもっと知れ渡るような取り組みにつながっていくように、今後もっと考えていかなければならないところはあると認識として持っているところである。

門間尚子委員

ありがとうございました。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

そのほか、どうぞ。

立岡学委員

菅田座長から数が少ないところをという話だったので、父子家庭のところと、ほかに生活困窮者の相談支援のところを実施している中において、平成30年度のものがまだないので、平成29年度までの資料だが、父子家庭相談の部分に関して、どうしても父子家庭相談だと委託を受けて

いる機関の曜日が限られていたりするので、ただ、その曜日に来るわけではなかったりする。実際に生活困窮者の窓口として受けたという形で言うと、昨年度で言うと実際には15件、実際にはいろいろな形で父子家庭という形の中でわかった相談になる。経済的に苦しいとか、給与を差し押さえされているとか、いろいろベビーシッターを紹介してほしいとか、そういったいろいろな相談は父子家庭の中に来ている。

本年度4月、5月、6月で言うと6件、今の段階においては父子家庭に関しての相談は実際に受けている。窓口として生活困窮者の窓口とあわせて父子家庭があるので、なかなか分けてというのが難しいが、そのような形で昨年度は15件と、本年度は今現在で6件は父子家庭として受けている。

母子の部分はどれぐらいなのかという、昨年度明らかに子どもが未成年で母子だという形で相談件数としては、去年全体で3,200件ぐらい、年間で相談を受けているが、そのうちの50件が実際には母子という形で受けている。今年度になって4月、5月、6月の統計で言うと9件、実際に母子という形で生活困窮者の窓口に来られたという形での相談を受けている。

この中ではちょっと年度が合わない部分があるかもしれないが、父子家庭の相談が少ないというのは、曜日をこの時間帯にここでと言うとなかなか来づらい。ただ、やはり困窮しているという相談が多いので、一体的な形で受けて話を聞くと、父子家庭で経済的にも困窮しているのわかるという形で、今回、あと資料として提出させていただきたいと思うが、少ないながらもないわけではないということはお伝えしたい。これで見ると、父子家庭相談、平成29年度1件とか、その前0件とか書いてあるが、一応受けているということは伝えたい。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

生活困窮の相談の中で母子家庭、父子家庭が中に入っているという説明である。むしろ私はそのほうがワンストップの相談になっていいと思う。生活全体の相談もあれば、経済的な相談も含まれてくるということで、できるだけあちこちで相談するよりもワンストップの相談が、やはり相談する方にとっては非常に都合がいいということもある。ありがとうございました。

そのほか、どうぞ。

米山健司委員

特定の項目ではないが、そもそも論として、区役所の相談員の方々の実際の発令の際の経験者の方、あるいは全く新人で来られる方、その辺の配置の問題というのはどのような実態なのか。役所の場合は当然4月1日で異動があって、人は新しくかわったりするが、結構私どものほうにも区役所から回されるというか、ちょっとうちのほうにも電話で相談に来られる方も4月、5月はやはりどうしても多いので、その辺の窓口の対応が新人の方であればどうしても4月の頃はいろいろ大変だろうし、その辺の対応される方の、ある意味専門職としての位置づけ、その辺も含めどのような考えなのかを聞きたい。

子供家庭支援課長

各区役所の相談員については各区役所でそれぞれ採用を行っており、その際に、やはり採用するに当たっては、これまでの経験とか、資格などの要件をつけて募集し採用している。毎年やはりそこでも退職する方、人の入れ替わりがもちろんある。新任で入った相談員については毎年春に研修を実施し、ベテランがつきながら一緒に業務に当たるといった部分で経験を積んでもらうよう取り組んでいる。

ただ、やはり今の話もあったとおり、年度当初まだ特に新任で配属されたばかりの方となると、どうしても経験がまだ未熟で足りないところもあるので、そのところはベテランが支えながら一緒に相談業務に当たっているという実態がある。

菅田賢治座長

よろしいか。

加藤委員。

加藤和子委員

この資料の85番から89番、私の専門領域が保育者養成なので、乳幼児、または低学年の子どもを持つ母親の利用状況を確認したが、先ほど来、データの値が、利用率が下がっているという話の中で、実はこの児童クラブからのびすく利用、一時預かり等、幼稚園の預かりなども突出して、増えている。だから、乳幼児をお持ちのひとり親家庭のそうしたニーズをこのデータがあらわしているのかなと感じている。

88番の延長保育だが、幼稚園の預かり保育事業の54万9,100人の延べ人数に対して、利用可能施設のみとなっているが、実は保育所等、小規模等でどれぐらいの子どもたちが延長保育、実は仙台市内では7時が一般的だが、8時までの延長保育をして夕食提供しているところも多くなってきている。

そういった意味でひとり親家庭を支援するという意味での延長保育の実態の把握も、確かにひとり親にとっては就労の部分でのサポートにはなっていると思うが、果たしてこれが子どもと母子家庭における重要な時期の養育にプラスになっているかどうかという意味で、このデータは重要かと思う。できれば人数で確認をして、7時と8時では実は違う。7時だとお帰りいただく。8時だと夕食が出る。もう眠い子は寝始める。そういった状況のできれば細密な情報収集もこの安心生活プランに重要になってくると思った。以上である。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

子供家庭支援課長

事業担当課にも確認してみる。

菅田賢治座長

私の法人で運営する保育所が仙台市から委託を受けた際、8時までの延長保育をしてほしいということで、その準備をして保育士も採用して、あと夕方からの調理をする方も採用したが、3年たっても一世帯もない。地域の実情というのはあるのではないかと思う。

そのほか、ご意見、ご質問ないか。

③仙台市ひとり親家庭生活実態調査の結果について

資料6、冊子、(別添)に基づき、子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

ありがとうございます。

膨大な資料なので、後でゆっくり見ないとという感じだが、何か今事務局の説明でご質問、ご意見はないか。

立岡学委員

養育費のところですごく気になったのが、要はもらっていない、取り決めていないという人が多いと思う。実際は取り決めていたのだが、払われない、払ってもらえないというのはどのぐらいの割合があるのかというのは、多分この調査ではそこまでは聞いていないと思ったが、実際に一切かかわりたくないと多分思っている関係もあると思うが、取り決めてはいるのに払わない、払われないといった場合に関しては、やはりきっちりと、明石市はそういった弁護士会、社会福祉会と連携した形の中において、養育費が払われていない場合に関してはきちんと動きをした上で払ってもらおうように働きかけていく施策があるという話を聞いているが、やはりいろいろ見ていくと、どう見ても経済的な部分での課題がすごく多く感じる。払えない人から無理に取って払えというのは別かもしれないが、払えるのに払われないという状況はやはりなくしていけないといけない。そういったところは今後の施策の中で仙台市はどういうふうを考えていくのか気になるところである。

菅田賢治座長

これは三浦委員、ご意見があるのではないか。

三浦じゅん委員

私も弁護士をしていて養育費については依頼を受けて調停までやったり、交渉したり、審判までいったりというケースはあるが、やはりそういった取り決めてはいても途中で払わなくな

る例がすごく多い。大体3年ないし5年ぐらいで途絶えるのは割とよく聞く。ただ、それがどれぐらいの割合なのかというところまでは把握はしていないところである。もしそういったデータがあれば見てみたいと思う。

引き続き発言してもよろしいか。

菅田賢治座長

どうぞ。

三浦じゅん委員

今回のこの結果を見てすごく思ったことだが、この回答率が28%というところで、低いように思った。ひとり親の中でもかなり余裕のある方が回答されているのではないと思う。そのような回答においても、なおやはり情報が行き届いていないという点は問題である。

例えば概要版の18ページ、養育費の関連で、養育費の取り決めをしなかった理由について見ると、ほとんど取り決めをしていない方については、弁護士に依頼、相談すれば養育費の請求をしたのではないかとと思われるケースがほとんどである。

例えばここで見ると、子どもを引き取ったほうが養育費を負担するものと思っていたとか、相手に養育費を請求することを知らなかったというのは端的に情報不足であるし、その上の取り決めの交渉がわずらわしいからとか、一番上の相手と関わりたくないから、あとは取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったからというのは弁護士に依頼すれば問題ないと思われる事案である。

相手に支払う意思がないと思ったからというのは、調停などを申し立ててその中で確認をしたり、もしも払わないと相手が出た場合でも、その後の審判という手続で強制的に支払いなさいと判断されることが可能だと思う。こういった裁判手続においては、弁護士に依頼すれば本人は出頭する必要がないので、そういった点からもやはり情報不足を痛感している。

実際、養育費を請求しない方であっても、本当は一円でも多くお金が欲しいはずだというのは、概要版27ページの、現在困っていること悩んでいることで、お金が足りないんだということを挙げている方がすごく多いことからわかれると思う。また、仕事を探す時の相談先、どこに相談していいかわからなかったという回答をされている方も多かった。

長くて申しわけない。23ページ、24ページの公的制度の利用・受給状況について認知度が低いと先ほども話されていたと思う。これに対して、情報入手先についてどのように回答されているのか見たが、ここは概要版の26ページにあったが、この公的制度の情報の入手先は窓口というのが一番多い。

多分若い方、ひとり親の方は時間がないので、大体スマホで確認すると思う。そのところを見ると、インターネットとかSNSで情報を入手したという方が1割程度しかない。ここに問題があると思う、私もスマホで仙台市のひとり親家庭の支援の様子のページを見てみたが、全然わからなかった。施策の概要がすごく難しい漢字で並んでいるだけで、多分忙しくて自分に余裕が

ないひとり親の方だと、もうそこでシャットアウトしてしまうと思う。なので、まず仙台市のホームページの内容をもう少しわかりやすい、使いやすいものにするということは絶対に必要である。

それから、若い方を前提に話をすると、若い方はラインを使う。ラインはどんどん、どんどん情報が勝手に入ってくるので、便利だけれども、やはりサブリミナル効果もある。市町村でそういうラインを使っていないのか調べてみたら、大阪とかは公式ラインがあった。例えばひとり親の方専用のラインを制度としてつくったり、情報にタッチしやすくする工夫は必要である。

もう一つ、ただ、これは自分から情報を欲しいと思った人が登録、そういう方であれば情報にアクセスすることができるが、ただ、自分がそういう状況に置かれていることがおかしいとか、何か支援されるべきだと思わない人にとっては、そのまま現状を甘んじて受け入れてしまうのではないかと思う。

そういう方については、やはり直接市とか、関係する団体の方がその方の家に行くとか、何かしらの手段を使って直接行かないといけないと思う。この点、ひとり親家庭の安心生活プランを見て、そういう個人の家庭に直接訪問するような事業というのは何かないのかと思ったが、新生児の保健師が全家庭に訪問する事業はあったが、それ以外は特段ない。もしかしたら、公的には民生委員はやっているのかもしれないが、一律にとは何とも言えないが、何かしらそういうものがあつたほうがいいのではないかと思う。以上である。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

こんにちは赤ちゃん事業のほかにももう一つ、関わりが必要だなという家庭への家庭訪問事業がある。それは仙台市もやっていると思う。今、養育費の話出たが、もう時間なので。私の場合は、母親には3点セットと必ず言う。当方には顧問弁護士がいるので、その顧問弁護士に頼んで、離婚のほかに親権、それから慰謝料、殴ったり、蹴られたりしたんだから、慰謝料をしっかりと取るようにと、それから、子どもの養育費、この3点セットは絶対に妥協するなという話をしていて。最初はもう離婚するだけでいいと言うが、それではその後の生活がかかっているのだから、それでは妥協してはだめだということは必ず話している。

そのほかないか。

加藤和子委員

こちらの本体の参考資料2のひとり親家庭の生活実態調査の10ページだが、離婚率が全国平均、宮城県、仙台市と出ている。この報告書の10ページにある離婚率だが、実は仙台は若い方々が流入してくる都市で、特にひとり親になる段階がいつなのか。離婚の年齢別階層が実は今協議されているひとり親家庭に対するサービスの分布とか、力を入れるところとか、ニーズとか把握する上では、確かに離婚率は下がっているというデータの使い方だが、階層別で果たして20代の離婚率はどれぐらいの割合占めていて、中年以降もいるので、それとごっちゃになって統計に

入っていると思う。その細分化とそれをもとにした施策の検討というのも必要ではないかと思う。

菅田賢治座長

ありがとうございました。
そのほかご意見はないか。

立岡学委員

根本的な質問を最初にさせていただいてから中味と思っているが、今度つくる計画に関して、一応その4つの柱をベースに今回もバージョンアップさせていくという形で、項目は4つという形で体系は考えられているのか。

子供家庭支援課長

これからこちらの協議会に諮りながら、そこも含めて整理させていただきたいと思うが、次回9月に予定している協議会では事務局案として諮る方向性、骨子の部分のレベルのものは示したい。まだその方向性の組み立てまでは事務局として煮詰めていないところである。

立岡学委員

一応私自身、国の地域共生社会の関係の検討委員をしていた中において、今回中間取りまとめは発表されたが、その中で、やはりあらゆる相談を断らないで受ける。これはもうどの障害だろうが、高齢だろうが、困窮だろうが、子どもであろうが、まずは断らない相談を実施するというのと、もう一つ、これは今までなかったのは、関わり続ける支援が明確に打ち出された形である。いろいろ見ていくと、やはり途中で切れてしまっている部分があるから、そこで終わっているが、関わり続けるということをやれるような形のものを、今回きちんと相談の中に入れ込んでいく。そこにきちんと予算をつけてもらうということが大事である。

どこかで切れてしまったから、さまざまな問題が発生すると非常に思う。やはり関わり続けられるような形の相談の体系であるとか、アフターケアをきちんとやれるような形にしていくと、大分このアンケート調査で出てきたものの中において、それをやっていけば解決できることがいっぱいあったのだろうとすごく感じた次第である。

もう一点、最近不動産関係の業務を始めており、29ページに民間賃貸住宅確保の支援が書かれていて、本当に母子家庭の離婚した後の居所を借りられないという相談が非常に多い。そこは何かというと、緊急連絡先がないのと、あとは連帯保証人がつけられないというのが一番多い。最初は自分も相談支援機関だけでいたときは不動産事業者をお願いしていたが、どうしても理解ある大家さんを抱えている不動産事業者から大体決まった物件を紹介されるという感じだったが、やはり中に入ってみると、情報を入手することができるので、一定程度幅が広がってきている。

その中からどうやって物件を探すかという、不動産事業者になったからこそいろいろとつながりのつてを使った上で、結局はいろいろ物件を紹介してもらえるようになった。確かに家賃保証事業者はあるが、公的機関が何らかの形でやはりひとり親が住まいを確保するといった時に何らかの関わりを持ち、一定の担保的な形で見てもらえると、不動産事業者も貸しやすくなると思う。

ひとり親の支援といった時に、ましてや一番は住まいがあって初めてさまざまな施策を受けられる。その一番最初は公的機関が何らかの保証をすることができると、多分かなりいろいろな施策が進むだろうと思った次第である。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

もう既に中味についての意見も相当出ているが、この次の報告事項の子どもの貧困対策の名称がつなぐ・つながる仙台子ども応援プランである。まさにつなぐ・つなげるという形がある。

- ④つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画）について
参考資料3に基づき、子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、質問等はないか。

どうぞ。

米山健司委員

関連した内容になるかもしれないが、先ほど三浦委員からの家庭訪問するような施策もという話だと思うが、まず民生委員については、私の地区では、民生委員も今やはり高齢者対策で追われていて、なかなかひとり親家庭までは手が回らないという実情である。そもそも民生委員のなり手がなくて定員に達していない。聞くところによると、結局個人情報との関係で、どの地区にどういった方がいるかという情報もちろんもらえないので、民生委員は自分で足で自分の担当区域を歩いて把握しなさいということとなる。学校では子どもの家庭の状況も、余りプライベートな問題については情報収集しないと聞いている。学校によっては家庭訪問もしないこともあり、いろいろな行政機関なりがなかなか地域の実情を知るのが難しくなっていることが懸念される。

菅田賢治座長

どなたかいるか。

三浦じゅん委員

子どもの健やかな育ちを応援するという方向性についての具体的な施策の展開のところだが、学校の話が先ほど米山委員からあったが、仙台市では年度は忘れたが、近年スクールソーシャルワーカーを仙台市に配置して、学校の例えば不登校であったり、いじめ事案であったり、困難な家庭の支援をしていると聞いた。

この点、先ほど資料5でいただいたスクールソーシャルワーカー事業についての概要の説明などがあったが、例えばひとり親家庭には限らないと思うが、仙台市の不登校の事案が昨年度たしか2万件ぐらい、いじめの件数もかなり多いと聞いている。そんな中で、スクールソーシャルワーカーの対応件数が150件未満というところを考えると、もっとスクールソーシャルワーカーを拡充して、そこに入ってやってもらってもいいと思う。

具体的にスクールソーシャルワーカーというのは何をやっているのかというのは、実は最近知ったことだが、人格形成のゆがみを修正して、学習とかいろいろな生活にきちんと向き合えるように援助をする。そのために必要な環境を整えていく。必要であれば親に必要な施設、公的な支援なども紹介する、つなぐと聞いている。学校に生徒がいるわけだから、そこからの切り口で何とかできないのかと思う。以上である。

菅田賢治座長

ありがとうございました。
そのほかご意見はないか。

(3) 意見交換

菅田賢治座長

それでは、ここまでひとり親家庭と安心生活プランの実績、それからひとり親家庭生活の実態調査の結果、それから関連するものとして子どもの貧困対策計画であるつなぐ・つながる仙台子ども応援プランによる取り組み内容を見てきた。

ここからまだ時間があるので、意見交換の時間を取らせていただきたい。

初回であるので、まだ発言なさってない方を中心に幅広く意見を頂戴したいので、よろしくお願ひする。

粥川登喜子委員

先ほどあった養育費の件、それから住宅確保の件、それから地域の実情が見えなくなってきたという3点について、私も現場にいて感じているところである。悲しい事件が今年あり小さな命を失ってしまったが、実は私どもの相談機関には相談に来ていない方で、まず1点として情報が届いていないと忸怩たる思いをしている。

まず、養育費の件だが、私どものセンターでは養育費専門相談員が2名おり、このたび仙台市と一緒にひとり親家庭関係の相談員の研修を養育費をテーマに行った。各ケースワーカーや家庭健康課の相談員も来て、弁護士の方に養育費についてレクチャーしていただいた。

そのなかで窓口の相談員も養育費についてはテーマに上りづらいと話している。まず、諦めている方がほとんどで、心理的に揺れがあったり、離婚を急いだりして取り決めをしていない方が多い。生活困窮している方は生活保護を受給するので、養育費をもらわなくてもとりあえず生活できるということで、相談しない。また、なかなか養育費に関する相談者も相談員も慣れていないという状況がわかった。

でも、三浦委員がおっしゃったように弁護士の方の力をかりて、まず相談員自身がそういった視点で心理的なハードルと一緒に越えながら相談に当たるといふことが必要だと感じている。まず安全・安心な支援者を育てる、教育するという目で今期のプラン策定も見て、支援者間のケース検討だとか、年何回かの合同研修のようなもので、関係機関がそれぞれのノウハウを持ち寄ってひとり親家庭のお父さんたち、お母さんたちをどう支援していくかを支援員の側からも充実してはどうかと思う。

あとは皆さん言ったので、地域の実情が本当にわかりづらくなっているし、住宅確保は非常に重要だと思う。

菅田賢治座長

粥川委員、ありがとうございました。

お隣の君島委員にお願いする。

君島昌志委員

私からは、さっき言いそびれてしまったが、この平成27年度から29年度の実績一覧の中の、番号で言うと62から69のあたりについて、平成29年度までなので、今から話すことはその後の話なのだが、先ほど粥川委員からも話があったが、子どもが死に至った虐待の事件が1年間に去年8月と今年1月と先月の3件起きている。共通して実質的に母親だけで子育てをしている家庭である。あと、共通しているところは保育所とか、幼稚園、家族以外の社会集団に属していない子どもたち、要は低年齢の子どもたちである。そこをプランで言うと62から69あたりの取り組みによって、もしかして救えたかなという思いもある。次の計画においては、このあたりをもう少し強化していただきたい。

それから、青いファイルの参考資料1の2で、前回の計画をファイリングしていただいているが、前回の場合を見ると、2のところには計画の概念図、ほかのプランとの位置づけというのが出ている。ひとり親と安心生活プランだけでなく、ほかのプランも載っているが、上位プランである仙台市すこやか子育てプランと策定の年度が同じなので、今真っ最中だと思うが、子育てプランの中に母子保健計画が含まれている。ここで、これから明らかになると思うが、3つ事件の検証を踏まえて、何が必要なのか、ひとり親家庭、母子家庭だけではないと思うが、父子家庭も含

めて小さな子どものいる家庭にとって本当に何が必要なのかというところをじっくり検討、検証していただき、我々のプランだけではなく、上位プランも含めてそこを盛り込んでいただきたい。要望である。

菅田賢治座長

君島委員、ありがとうございました。

それでは、堀内委員、よろしく願います。

堀内直子委員

私自身はハローワークでの勤務は今年4月からであり、これまでは労働局の中で男女均等取り扱いとか、労働者からセクハラ、マタハラの相談を受けたり、事業主への指導の仕事をしてきたため、新鮮な気持ちで働いているところである。

アンケートの結果を見ていて思ったことだが、ひとり親になったことで働き方の変更を余儀なくされた方が多いことを感じた。働き方を変えるということであれば、ハローワークに来る方も非常に多いのではないかと思うが、マザーズハローワークでは、就職を希望されるお母さんたちを、例えば3カ月以内に就職することを目標に個別に支援を行っている。ひとり親の母親とか、父子家庭も対象である。アンケートの中で公的制度の情報の入手先としてハローワークも選択肢にあったが、非常に低い回答率だった。しかし、仕事探しということでハローワークを使うメリットは非常に高いので、その時に仕事探しだけではなくて、ほかのこういった総合的な情報を提供できる貴重な窓口にもなり得ることを実感した。マザーズハローワークにはひとり親支援の窓口もあるが、ひとり親の方が仕事探しにあたって、マザーズハローワーク以外のハローワークを利用した場合であっても、提供できる情報を共通化し、いろいろつなげられるような仕組みを、今回この協議会に参加することで、作っていければと感じた。以上である。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

それでは、吉田委員、よろしく願います。

吉田彩乃委員

皆さんの話を聞いていて、私が日々出会う母親たちの顔が思い浮かんだが、やはり母親たちからよく聞かれるところとしては、三浦委員からもあったが、やはり情報のアクセスが何を言っているかわからない。何をしているかわからないと母親たちは言う。

なぜそう言うのかと考えると、やはり母親は高卒ではなく、中卒の方が多かったり、母親自身がやはり課題を抱えている方がすごく多い。その人たちが見てわかる情報であるのかということでは、私自身もネットを見て検索する時にわかりにくいというのは感じていたところである。ラインとか、母親たちがアクセスしやすいインスタとか、そういったところからの情報発信みた

いなものができるるとよいと日々感じていた。

あとは、訪問というワードも出てきたが、私自身も訪問、アウトリーチは大事だと感じていて、アクセスができない母親たちにどうやってアクセスをするのかというところでは、1つそういった、特に幼児、乳幼児の家庭訪問があると思うが、小学校、中学校となった時に学校がなかなか今家庭訪問が難しい現状がある中で、どうやってアクセスできないひとり親につながるのかという仕組みをつくるのが大事であると感じていた。

私が出会う母親たちは、今若い人が多い。本当に私と変わらない30代前半の母親たちが多くて、出会う時に、大体小さい子どもがいたり、赤ちゃんを抱えてくる人がとても多い。15歳、13歳の中学生を抱えていても、また新たに結婚をして、離婚をしてというところで、また乳幼児を抱えながら仕事をしなければいけないとか、本当に連鎖がとまらないと感じた。

もう一点、すごく思ったことがあって、母親たちはやはり仕事が終わって帰ってくるのが遅いので、その時間に相談できる人たちがいない。役所は閉まっているので、母親たちがアクセスしようと思っても、母親が空いている時間帯は役所には相談ができない時間帯であるという話を聞いている。そういった仕組みを少し変えればアクセスしやすくなる人はいると感じた。また、夜働きに出ている母親たちもいると思うが、そうすると、今度日中子どもは預けられるが、夜預ける場所がないとか、そこも情報の行き渡りがあると思うが、うまくいっていない。制度はあるが、母親たちのニーズと合っていないと感じる。

菅田賢治座長

吉田委員、ありがとうございました。

一通り皆さんからご発言いただいたが、まだ時間が若干あるので、言い足りなかったこと等あったら。

三浦じゅん委員

さっきの吉田委員の発言に関連してだが、アンケートの中味で、勤務の時間というのがあったが、あわせて勤務の時間帯というのはデータにあったか。

子供家庭支援課長

帰る時間を集計している。

三浦じゅん委員

何ページか教えていただきたい。68ページだった。

子供家庭支援課長

冊子の68ページである。

三浦じゅん委員

ありがとうございます。

勤務の時間もあると具体的にどの時間帯にいないくて、どの時間帯に相談できるのかがわかると思ったので、もしよければ次それを加えていただきたい。

菅田賢治座長

よろしいか。

そのほかないか。

門間委員。

門間尚子委員

私は活動のほかに仕事としてひとり親の就労支援をしているが、先ほど吉田委員から話があったが、若年層の方が増えているように感じている。特に20代前半の方が増えているように感じている。認知を求めている方もおり、どのような経緯でそのような選択をされたのかを伺うと、実は自分もひとり親世帯で育ってきていて、母親から認知をしてもらっても何の役にも立たないとか、自分も養育費の取り決めをしたが、踏み倒されたので、そんなことに労力やお金をかけなくてもいいと親の世代から言われていたのではという方が少なくない。

そういった中で、先ほど粥川委員からも話があったが、まず相談を受ける私たち相談員が法制度の部分や、認知を受けないこと、養育費を受けないということについて、また、どのような影響が将来出てくる可能性があるのかということをお丁寧に伝えることで、母親たちの考え方が変わることがある。そこも非常に重要かと思う。なので、相談員の研修などの学ぶ場やひとり親世帯の母親、父親自身が学ぶ、情報提供を受ける場がもっと増えることが重要だと思っている。そのようなところにぜひ仕組みをつくり、予算をつけてもらえないかと思っている。ありがとうございます。

菅田賢治座長

ありがとうございました。

そのほかないか。

私から少し話をしたい。先ほども仙台市の子どもの貧困対策の説明があったが、この子どもの貧困対策とひとり親家庭の支援策とは表裏一体である。先般、国会で改正子どもの貧困対策推進法が成立した。今回の改正法の大きな柱は私としては2つあると思っている。それは、子どもの将来について見据えて支援をするのが今までの方向性だったが、今現在を支援しなければだめだということが法改正の1つ。

それから、もう一つは、君島委員からも話があったが、妊娠期からの支援をしないといけない。私の関わっている事案でも妊娠している女性でもう出産したら母子家庭になるし、少なくとも経済的な環境はよくない。そういう意味では、妊娠期からの支援をしようというのが、今回の子

どもの貧困対策推進法の趣旨になっている。我々もこれからひとり親世帯の支援策ということで、5年間のプランをつくるわけだが、この2つの視点はとても大事であると私自身は思っている。

とりわけ妊娠期間の支援に関しては、支援をして出産後も支援をしていくということで、君島委員が多分思っていることは、それで何とか救えた家庭もあったのではないかとということもあるし、やはりそこからやっついていかないといけない。その中には、やはり特定妊婦という課題もあるし、我々母子生活支援施設もその課題に向かっている。それらのことも含めて、ひとり親家庭支援策を考えていくべきである。

(4) その他

菅田賢治座長

最後に(4) その他であるが、皆さんから全体を通して確認しておきたいこと、または事務局への要望などあったらお出し願いたい。何かあるか。

では、事務局から何かあるか。

では、何もなければ以上で本日の討議は終了したい。

進行を事務局にお返す。ありがとうございました。

9 閉会

以上

会議録署名委員

菅田賢治

会議録署名委員

伊藤和子